

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年1月6日から令和5年1月20日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部 上下水道営業課、水道整備課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 上下水道営業課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 入札によらず、不明確な根拠により随意契約をしているものがあつた。

【地方自治法第234条第2項】

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がなく、また、契約保証金の納付免除の根拠条文の記載がないものがあつた。

【地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、契約規則第31条】

(ウ) 業務委託契約において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付せずに契約しているものがあつた。

【契約規則第27条第1項第9号】

(エ) 50万円を超える契約において、見積徴収伺いに予定価格書を添付して決裁しているものがあつた。

【契約規則第13条】

(オ) 印刷製本契約において、印刷物の納品があつた際に、納品書の提出を受けていないものがあつた。

【印刷製本契約約款第17条】

イ 道路占用に関する工事において、工事完了届を知事に提出していないものが散見された。 【愛知県道路管理規則第11条第2項】

ウ 電子計算機に記録した公印の印影（電子印）の印刷により公印を使用しようとする決裁文書において、誤って公印欄に不要と入力したため、上下水道経営課長の使用承認なく公印を印刷しているものが散見された。 【上下水道事業公印規程第10条】

エ 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。 【文書取扱規程第18条】

オ 物品管理事務において、郵便切手の実枚数と受払簿に記載された枚数とが一致しないものがあつた。 【物品管理要綱第10条】

(2) 水道整備課

ア 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。 【文書取扱規程第18条】